

失業給付の給付日数が一部で増えました

Q 失業給付の給付日数が増えたと聞きました。詳しく教えてください。

A 雇用保険法等の一部が今年の4月より改正されたことにより、雇用保険料が下がったのはご存知のことと思いますが（本人負担0.4%から0.3%へ）、失業給付についても一部改正がありました。

倒産や解雇など会社都合で離職した被保険者の中で、雇用保険の加入期間が1年以上5年未満で、30歳以上45歳未満の方は、給付日数が90日から120日へ、35歳以上45歳未満の方は給付日数が90日から150日へ延長されました。

この延長措置は90日以内での再就職状況が思わしくないために講じられたようです。

◆定年・自己都合退職、懲戒解雇の場合

算定基礎期間 離職時等の年齢	10年 未満	10年以上 20年未満	20年 以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆特定受給資格者・一部の特定理由離職者

算定基礎期間 離職時等の年齢	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		●120(90)日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		●150(90)日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※()内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数